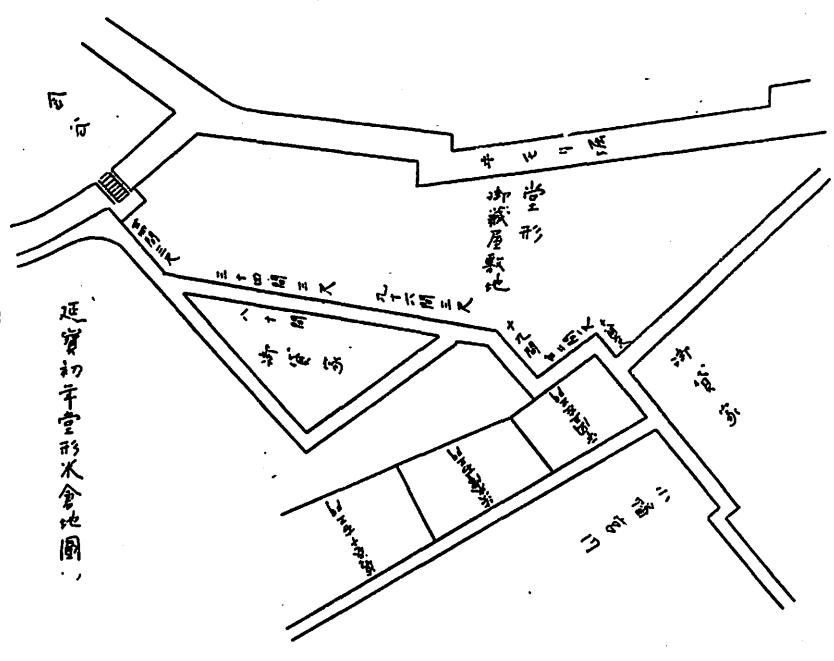


手の諸士へ弓術をせり込み命ぜられし故に、金澤にて堂形の場に於ての通り矢も、入情にせし事知られけり。

○堂形米倉

米倉創立の事、諸記録中に所見なし。按ずるに綱紀卿の時穿鑿し給ふにより越中組大工肝煎與三右衛門父淨雲八十七歳にての口演書に、本堂形以前は近藤甲斐守屋鋪与申候。其の節御藏無御座候。御米藏出来以後、堂形与申候。年數六十年許に罷成候様に覺申候とあり。此の口演書九月廿日とのみありて、年號干支をも明きたれば、年曆考ふべからずといへども、若しくは寛文年中の穿鑿書ならんか。然らば六十年許以前は寛永年中也。但し米藏出来以後、堂形与申すといへるも、米倉を後年堂形と稱する故にかくはいへるなるべし。又有澤武貞の金澤細見圖譜に、後年三十三間の場跡に米藏を作るといへども、地名と成りて今に堂形と云ふと載せたるも亦非也。既に上文に見えたる如く、利常卿堂形の場にて通り矢を試み給ふ時、堂形米倉我許の天野藤太夫に通り矢の檢見を命ぜらるとあれば、彼の三十三間堂形の的場ありし頃、米倉も並べありし事著明



なり。右通り矢の檢見を天野に命ぜられしは、寛永年中の頃歟と、湯淺氏の藩國職員通考堂形奉行の條註にいへり。平次按ずるに、三壺記に、寛永八年四月十四日才川橋爪法船寺の門前町より出火、千石町堂形一面に火と成り云々。御堂形米共うはこげして煙の香ひし、御用に難立に付、御扶持人たる者火事に逢ひける人々へ五石宛被下、其の外惣町中へ被下と見ゆ、關屋政春古兵談に、金澤河原町より出火、御城も焼けたり。此の時加藤圖書津田勘兵衛其の外四五人同道して、扱も残多き事哉というて來る。津田・加藤等堂形の米藏に居て、右藏に火懸りたるに依つて、車橋を渡りて御城へ行くとして御使に行き合ひたり云々とあるも、則ち寛永八年の火災の時にて、此の時米倉既にありて火災に罹りたる也。さて寛永十三年十二月十三日奥村因幡より平野屋半助・越前屋孫兵衛宛の判書に、御堂形拂米兩人に被仰付と見ゆ、同十四年三月十八日利常卿在印定書に、堂形藏入米高二万五千石可納。堂形藏米毎年五月中旬より可拂。堂形藏・雜穀藏兩所之番、鐵炮之者六人替々無懈忘可相詰。木村助兵衛・石黒太郎兵衛、堂形藏奉行爲扶持、一ヶ年一

人に拾五石宛兩度に可下行。越前屋孫兵衛・平野屋半助、米拂可奉行、堂形米之内を以て一石而に付米一升兩人に可下行など十二ヶ條を載せられ、又同じ日付にて奥村因幡判印の定書に、御菓子用之餅米小豆青大豆・味噌、並に御馬飼料之大豆・稗、車牛飼料之大麥、及び蠟・荏油・茶種油の石高を記載して、右御奉行野木口五兵衛・清水權六以相談雜穀御藏へ可納旨被仰出とあり。おもふに、此の時堂形藏納の規則をば改革ありて、更に定められしと聞ゆ。抑、堂形米倉へ納めしめられし米穀は、切米取とて歩士・輕卒・小者などの扶持米に春秋兩度に下行米とて人々へ宛行はれける定にて、舊藩中は此の地と新堂形の地と兩所に米倉數戸前建てならべ、石川郡の村々よりの納米は、本堂形へ納め、河北郡の村々よりの納米は、新堂形の米倉へ納めしむる例にて、廢藩置縣の後までも米倉そのまゝありしかど、士族の給祿を廢せられし後、米倉も取毀られたり。

○堂形藏奉行役所  
舊藩中は、米倉の圍ひ内入口なる門脇に役所有りて、爰に出役せり。天保飢饉日記に、七年六月晦日晚七時過ぎ、本堂